

**新十津川町立学校における
働き方改革推進計画（第2期）**

平成30年12月

（令和元年11月一部改定）

（令和2年3月一部改定）

（令和4年3月一部改定）

新十津川町教育委員会

1 はじめに

- 人工知能（AI）やビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化したSociety5.0時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、我々を取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になってきている。
- このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。
- このため新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にして、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしている。
- 学校における働き方改革は、学校の教育目標の実現に向けて、人的・物的資源をどのように投入するかという「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものである。
- 現在、町立学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って学校教育活動に取り組んでいる。こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要がある。

2 働き方改革に関する動き

- ・平成29年12月 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文科省）
- ・平成30年3月 「道アクション・プランの策定」（北海道）
- ・平成30年12月 「推進計画の策定」（町）
- ・平成31年1月 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文科省）
- ・平成31年3月 「道アクション・プランの一部改正」（北海道）
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（文科省）
- ・令和元年7月 「道アクション・プランの一部改正」（北海道）
- ・令和元年11月 「推進計画の一部改正」（町）
- ・令和元年12月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布（文科省）
- ・令和2年1月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（文科省）
- ・令和2年3月 「推進計画の一部改正」（町）
- ・令和3年3月 「道アクション・プランの一部改正」（北海道）

3 取組の方向性

- (1) 学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。
- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教育職員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

4 町教委及び町立学校の役割

(1) 町教委の役割

- ア 町立学校における働き方改革を進めるための計画等や町立学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- イ 町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ウ 毎年度、町立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- エ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(2) 町立学校の役割

- ア 校長は、町立学校の重点目標に働き方改革を明確に位置づけ、全職員の共通理解のもと、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- イ 校長は、推進計画に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

5 推進計画の目標、重視する視点、重点的に実施する取組み及び期間

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の变形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の变形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。

【重視する視点】

【重点的に実施する取組】

個の“気づき”	⇒	現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践		①在校等時間の客観的な計測・記録と公表 ②メンタルヘルス対策の推進等 ③働き方改革手引き「Road」の積極的な活用 ④ICTを積極的に活用した業務等の推進 ⑤部活動休養日等の完全実施 ⑥地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進
チームの“対話”	⇒	真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践	⇒	
地域との“協働”	⇒	働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の協力を醸成		

【取組期間】

道アクション・プランとの整合性を図るため、取組期間は令和4年度から令和5年度までの2年間とする。

【用語解説】

- (1)「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
- (2)「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
 - エ 休憩時間
- (3)「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。
- (4)ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、

教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

ア 1か月の時間外在校等時間100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

6 推進体制と取組の検証・改善

(1) 推進体制

町教委事務局長を中心に、事務局主幹及び学校教育グループが本推進計画を一元的に管理する。

(2) 取組の検証・改善

町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、新十津川町校長会及び新十津川町教頭会における議論を通して取組を検証し、検証結果及び国の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

(3) 検証結果の提供

町教委は、町立学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるため、検証結果を提供し、学校現場において、取組の進捗状況を容易に把握することができるようにする。

7 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、町立学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、町教委においては、新十津川町PTA連合会、新十津川町学校運営協議会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

8 学校や教員が担う業務の明確化

町教委は、各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、国の中央教育審議会答申で示された次の考

え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、町立学校や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努める。

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年（2019年）1月25日中央教育審議会答申）より抜粋

9 推進計画の具体的な取組

取組① 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

- ア 町教委は、働き方改革手引「Road」を、全ての公立学校で積極的に活用するよう促す。
- イ 町教委は、全ての町立学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第7章に掲載）を活用するよう促す。
- ウ 町教委は、学校における働き方改革に関する道内外の好事例を収集し、その普及を図るとともに、学校や教職員による優れた実践事例やアイデアの応募を受け付け、蓄積し共有する仕組みの構築を検討する。
- エ 町教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、RPA（Robotic Process Automation）技術の活用も含め、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。

(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進

- ア 町教委は、学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データを活用し、自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進める。
- イ 町教委は、町立学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。

共通	ICT活用授業モデル、各種資料（教員研修、クラウドサービス、活用事例、情報モラル等）、ICT活用ミニハンドブック
小学校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、特にプログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例
中学校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や中学校美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進重点

- ア 町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、分かりやすい動画やイラストの活用を含め、積極的な広報及び情報提供を行う。
- イ 町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が

推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の充実を進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

(4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

町教委は、町立学校に対して、引き続きスクールカウンセラー、特別支援学級支援員の配置を図るとともに、今後においては、部活動指導員等の専門スタッフ、スクールソーシャルワーカーの配置を検討する。

(5) 給食費の徴収・管理業務の負担軽減

町教委は、給食費の徴収・管理等の業務（未納者対応を含む。）について、町費臨時事務職員を引き続き配置し、教育職員の負担軽減を図る。

取組② 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

ア 町教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

イ 町教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例や高等学校における弾力的な設定（休日4時間程度）は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

1 部活動休養日の実施

- ① 学期中は、週当たり2日以上部活動休養日（以下「休養日」という。）を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。
- ② 学校閉庁日は、休養日とすること。
- ③ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと。
- ④ 大会やコンクール等（※1）の前で、やむを得ず活動を行う場合（※2）は、代替の休養日を実施すること。
- ⑤ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。

2 部活動の指導時間（※3）

- ① 1日の指導時間は、長くとも平日で2時間程度とすること。（生徒の最終下校時刻を設定）
- ② 学校の休業日（学期中の週末を含む。）は半日程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うこと。
- ③ 休業日の指導時間は、大会やコンクール等（※1）の前で（※2）の場合を除く。
 - ※1 中体連、道吹奏楽連盟等が主催する大会、コンクール等
 - ※2 開催日の前日から起算して1か月以内の期間の場合
 - ※3 準備、後始末その他部活動に附随する業務に従事した時間を含む。

(2) 複数顧問の効果的な活用

町教委は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践するよう、学校への指導・助言を行う。

(3) 学校規模に応じた部活動数の適正化等

町立学校は、部活動設置等の基準に基づき、適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動などを積極

的に進める。

(4) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

ア 町教委は、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、国と連携し、その実現に向けた実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努める。

イ 町教委は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、総合型地域スポーツクラブ等との積極的な連携、ICTを活用した指導等に関する実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努める。

取組③ 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

ア 町教委は、令和2年(2020年)に導入した「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。

イ 町教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

ウ 町立学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

ア 町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

イ 町教委は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。

ウ 町立学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。

エ 町立学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活へ

の関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。

オ 町立学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

ア 町教委は、道立学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとし、町立学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。

イ 町立学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。

ウ 町立学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

町教委は、学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

1 実施目的

学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

2 設定期間

- ① 8月15日前後の3日間に設定することを基本とする。(夏季学校閉庁日)
- ② 年末年始の休日は、学校閉庁日とする。

3 服務上の取扱等

- ① 夏季学校閉庁日は、年休、夏休、振替等をあてる。
- ② 休暇取得を強制しない。
- ③ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職の出勤は不要
- ④ 学校閉庁日は、部活動休養日に設定
- ⑤ 学校閉庁日は、少年団活動を自粛するよう要請

4 保護者への周知

学校経由で町教委の通知を保護者に発出

(5) 留守番電話やメールによる連絡対応等

町教委は、非常災害の場合や児童生徒等の児童に関し緊急の必要性がある場合を除き、学校職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡体制等の取組を検討する。

(6) 教育職員と事務職員との役割分担の見直し

町教委は、学校や教育職員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、国や道教委の動向を注視しながら学校や教育職員、事務職員の標準職務の明確化を検討するとともに、学校管理規則に適切に位置付けることについても、併せて検討を進める。

取組④ 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等

町教委は、学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックや面接指導等を引き続き実施する。

(2) 調査業務等の見直し

ア 町教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。

イ 町教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。

ウ 町教委は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

(3) 勤務時間等の制度改善

町教委では、道教委の制度に準じ、教育職員の勤務時間に係る制度改善を行うとともに、これらの制度が有効に活用されるよう、学校に対して指導してきたところであり、今後も、国や道の動向を注視しながら、更なる制度改善に取り組む。

(4) 適正な勤務時間の設定等

ア 町教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。

イ 町教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行う。

ウ 町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

(5) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

ア 町教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。

イ 町教委は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、心理的、福祉的、法的側面等の

専門的な見地から支援を行うため、学識経験者や弁護士、医師などで構成する「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の活用を図る。

(6) 教頭への支援

町教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ①調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
- ②事務職員等との役割分担を図る。

(7) 学校行事の精選・見直し

町教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。

- ①学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。
- ②地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
- ③カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

(8) 学校が作成する計画等の見直し

- ア 町教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- イ 町教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。
- ウ 町教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- エ 町教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

(9) 学校の組織運営に関する見直し

町教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

(10) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

ア 町教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。

イ 町教委は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

(1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

(2) 町教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

(3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

(4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

町教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。